

令和元年第32回

美幌町農業委員会総会議事録

令和元年11月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和元年11月25日(月) 午後1時30分から午後2時51分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	日下	優君	農地部会長	2番	白石	愛君
会長職務代理者	3番	大西	政雄君		4番	根塚	信義君
	6番	小林	勝義君		7番	小泉	豊和君
振興副部会長	8番	加藤	安弘君		9番	佃	徹君
	10番	寺本	恵二君		11番	日並	一三君
	12番	重清	幸良君		13番	木村	勝彦君
	14番	西	学君		15番	日並	洋君
	16番	齋藤	一男君	農地副部会長	17番	東	砂裕理君
振興部会長	18番	千葉	正美君		19番	松本	訓宜君
会長	20番	鈴木	幸往君				

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井祐二君	総務担当主査	佐々木鑑仁君
総務担当	荒木翔君	臨時筆生	寺田裕子君

議事日程

令和元年第32回 美幌町農業委員会総会
令和元年11月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第53号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6 | 議案第118号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第7 | 議案第119号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第8 | 議案第120号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第121号 | 現況証明願について |
| 追加日程第1 | 議案第122号 | 現況証明願について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は19名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和元年第32回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号17番東委員、同じく議席番号18番千葉委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号5番中村委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。
	(口頭報告なし)
議長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	議案書に基づき説明。
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法

人の要件確認結果の報告」については承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、議案第118号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号25号。

総務担当主査

内容番号25号についてご説明致します。本件は他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は平成30年1月25日から令和10年1月24日までの10年間、合意解約年月日は令和元年11月15日、土地の引き渡し年月日は令和元年11月15日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。
内容番号26号。

総務担当

内容番号26号についてご説明します。本件は法人の設立に伴い借受者の変更をするため合意解約するものです。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は平成28年3月29日から令和3年1月27日までの5年間、合意解約年月日は令和元年11月5日、土地の引き渡し年月日は令和元年11月5日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号26号は適当と認めます。
内容番号27号。

総務担当主査

内容番号27号についてご説明致します。本件は現在賃貸している土地を売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は平成23年2月1日から令和3年1月31日までの10年間、合意解約年月日は令和元年11月14日、土地の引き渡し年月日は令和元年11月14日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。
内容番号28号。

総務担当主査	<p>内容番号28号についてご説明致します。本件は現在賃貸している土地を他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は平成29年2月1日から令和4年1月31日までの5年間、合意解約年月日は令和元年10月31日、土地の引き渡し年月日は令和元年10月31日でございます。</p> <p>以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。</p> <p>議案第118号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第119号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号206号から207号は関連がございますので一括上程を致します。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全29件で内容につきましては売買が8件、農業公社からの売渡が3件、農業公社からの貸付が7件、新規の貸付が2件、再貸付9件となっております。</p> <p>内容番号206号から207号を一括してご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は先の議案第118号内容番号25号で合意解約した案件で売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さんでございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年11月26日、代金の支払期限は令和元年12月27日、利用調整日は令和元年11月15日でございます。内容番号206号についてご説明致します。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続きまして、内容番号207号についてご説明致します。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
18 番	<p>内容番号206号と207号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さんから通うのが大変なため離れ地を処分したいとの申し出があり、あつせん調整を行った結果、〇〇さんと〇〇さんに売買することになったものです。</p> <p>〇〇さんは法人化し玉ねぎ・小麦を作付けし、〇〇さんは家族ふたりで玉ねぎを作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号206号から207号は適当と認めます。</p> <p>内容番号208号から210号は関連がございますので一括上程を致します。</p>
総務担当主査	<p>内容番号208号から210号までを一括ご説明致します。本件は農業公社からの早期購入でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、</p>

所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年11月26日、代金の支払期限は令和元年12月13日、利用調整日は令和元年10月31日でございます。

内容番号208号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。続いて内容番号209号についてご説明致します。参考資料は同じく4ページをご覧ください。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。続いて内容番号210号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号208号から210号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さん、〇〇さんが農業公社に売買した土地を〇〇さんが農業公社貸付事業で賃貸していましたが今回早期買入をするものです。

〇〇さんは法人化し畑作三品のほか人参、玉ねぎ作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号208号から210号は適当と認めます。
内容番号211号。

総務担当

内容番号211号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年11月26日、代金の支払期限は令和2年1月31日、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号211号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は賃貸していた農地が本年10月31日に期間満了を迎えたことから売買することになったものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号211号は適当と認めます。
内容番号212号。

総務担当

内容番号212号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件も売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年11月2

6日、代金の支払期限は令和元年12月27日、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号212号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが〇〇さんに使用貸借している農地を売買するものです。

〇〇さんは家族ふたりで小麦、玉ねぎ、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」 の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号212号は適当と認めます。

内容番号213号から215号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

内容番号213号から215号について一括ご説明致します。本件も売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さんでございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年11月26日でございます。

内容番号213号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。面積は合計〇〇㎡、代金の支払期限は令和元年12月27日、利用調整日は令和元年10月15日でございます。続きまして内容番号214号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。面積は合計〇〇㎡、代金の支払期限は令和2年1月31日、利用調整日は令和元年11月14日でございます。続きまして内容番号215号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。面積は合計〇〇㎡、代金の支払期限は令和2年1月31日、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号213号から215号につきましては只今事務局説明のとおりでございます。この案件は〇〇さんから賃貸している農地を売買したいと申し出があり、あっせん調整を行った結果、現在借りている方たちが買うことになったものです。

〇〇さんは法人化し畑作三品のほか大豆を作付けし、〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか人参を作付けし、〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか豆類を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」 の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号213号から215号は適当と認めます。

内容番号216号。

総務担当主査

内容番号216号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件は先の議案第118号内容番号27号で合意解約した案件で売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん

でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案18ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和元年11月26日、代金の支払期限は令和元年12月27日、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号216号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんから現在賃貸している農地を売りたいとの申し出があったため、あっせん調整した結果、〇〇さんに売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品のほか人参、長いもを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号216号は適当と認めます。
内容番号217号。

総務担当主査

内容番号217号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和6年9月20日までの5年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号217号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は本年9月総会において〇〇の〇〇さん他が農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。

〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜などを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号217号は適当と認めます。
内容番号218号。

総務担当主査

内容番号218号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和11年9月21日までの10年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番	<p>内容番号218号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は本年9月総会において〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で10年間借りるものです。</p> <p>〇〇さんは家族4人で甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号218号は適当と認めます。 内容番号219号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号219号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願ひます。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和6年9月20日までの5年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。</p>
6 番	<p>内容番号219号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は本年9月総会において〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。</p> <p>〇〇さんは家族4人で小麦、馬鈴薯、甜菜、人参などを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号219号は適当と認めます。 内容番号220号。</p>
総務担当	<p>内容番号220号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願ひます。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和6年9月20日までの5年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。</p>
10 番	<p>内容番号220号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は本年9月総会において〇〇さんが所有する農地を農業公社に売買したもので〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借受するものです。</p> <p>〇〇さんは家族ふたりで畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p>

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号220号は適当と認めます。
内容番号221号。

総務担当

内容番号221号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で土地明細につきましては議案18ページをご覧願います。面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和3年11月30日までの2年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号221号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号221号は適当と認めます。
内容番号222号。

総務担当

内容番号222号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和6年9月20日までの5年間、利用調整日は令和元年11月2日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号222号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は本年9月総会において〇〇さんが所有する農地を農業公社に売買したものです。〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借受するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号222号は適当と認めます。
内容番号223号。

総務担当

内容番号223号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、

賃貸期間は令和元年11月26日から令和6年9月20日までの5年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号223号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は本年9月総会において〇〇さんが所有する農地を農業公社に売買したもので、〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借受するものです。

〇〇さんは畑作三品のほか野菜類を作付けされ、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号223号は適当と認めます。
内容番号224号。

総務担当

内容番号224号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は先の議案118号内容番号26号で合意解約した案件で法人の設立に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和3年1月27日の2年間、利用調整日は令和元年11月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号224号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが法人を設立し、本年10月11日に認定農業者となったことから農業公社から借受している借受人を〇〇さん個人から法人に変更するものです。

〇〇さんは法人化し小麦、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号224号は適当と認めます。

内容番号225号から231号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号229号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当

内容番号225号から231号について一括ご説明致します。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、利用調整日は令和元年11月18日でございます。

内容番号225号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号226号についてご説明致します。参考資料

は21ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号227号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号228号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号229号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で土地明細につきましては議案18ページをご覧ください。面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号230号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号231号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧ください。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号225号から231号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で更新するものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品と玉ねぎを。〇〇さんは家族3人で畑作三品と長いもを。〇〇さんは法人化し畑作三品、玉ねぎ、野菜類を。〇〇さんは家族3人で畑作三品と菜豆を。〇〇さんは家族3人で畑作三品を。〇〇さんは家族ふたりで畑作三品と人参を。〇〇さんは家族ふたりで畑作三品のほか大豆、人参をそれぞれ作付けされ、みなさん意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号225号から231号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号232号。

総務担当主査

内容番号232号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本件は先の議案第118号内容番号28号で合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和6年11月30日までの5年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号232号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで〇〇の〇〇さんが借りておりましたが体調不良で耕作できなくなったため、あっせん調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品とかぼちゃを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号232号は適当と認めます。 内容番号233号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号233号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧願います。本件も新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年11月26日から令和11年11月30日までの10年間、利用調整日は令和元年11月14日でございます。</p> <p>。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号233号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件もこれまで〇〇の〇〇さんが借りておりましたが体調不良で耕作できなくなったため、あっせん調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。</p> <p>〇〇さんは家族5人で酪農を営むほか小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号233号は適当と認めます。 内容番号234号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号234号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧願います。本件は貸付期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、利用調整日は令和元年11月12日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号234号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で更新するものです。</p> <p>。 〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか玉ねぎ、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号234号は適当と認めます。 議案第119号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>

議 長 日程第8、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号109号。

総務担当主査 内容番号109号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願います。本件は経営移譲の案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案23ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。
以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料29ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号109号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月12日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号109号は適当と認めます。
内容番号110号。

総務担当主査 内容番号110号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸借料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。
以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料31ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号110号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが現在、内地番で借りておりますが〇〇さんの要望により借受地を増やすものです。〇〇さんは法人化し玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月12日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号110号は適当と認めます。
内容番号111号。

総務担当主査	<p>内容番号111号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧いただけます。本件は経営移譲の案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案23ページをご覧いただけます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料33ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
9 番	<p>内容番号111号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するために息子の〇〇さんに使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月5日、齋藤委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号111号は適当と認めます。 内容番号112号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号112号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧いただけます。本件は使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料35ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
6 番	<p>内容番号112号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は9月総会におきまして〇〇さんと交換したこの土地の所有権移転登記が完了したことから、息子さんの〇〇さんに使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、馬鈴薯、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、中村委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号112号は適当と認めます。 内容番号113号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号113号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧いただけます。本件も使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関</p>

係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料36ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号113号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も先の内容番号112号と同じく、9月総会におきまして〇〇さんと交換したこの土地の所有権移転登記が完了したことから、息子さんの〇〇さんに使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎ、小麦、甜菜などを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、中村委員と確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号113号は適当と認めます。
内容番号114号。

総務担当主査

内容番号114号についてご説明致します。参考資料は37ページをご覧頂きます。本件は経営移譲案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案23ページと24ページをご覧頂きます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料38ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号114号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため息子の〇〇さんに使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で大豆、小豆、小麦を作付けされ、意欲的に営農しておりますのでよろしく申し上げます。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月13日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号114号は適当と認めます。
内容番号115号。

総務担当

内容番号115号についてご説明致します。参考資料は39ページをご覧頂きます。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料40ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 番	<p>内容番号115号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの農地に隣接する〇〇さんの所有の農地を今回売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月15日、東委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号115号は適当と認めます。</p> <p>内容番号116号から117号は関連がございますので一括上程を致します。</p>
総務担当	<p>内容番号116号から117号について一括ご説明致します。参考資料は41ページをご覧ください。本件は使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>内容番号116号をご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案24ページをご覧ください。議案22ページをお開き下さい。続きまして内容番号117号をご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料42ページ並びに43ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
14 番	<p>内容番号116号と117号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため息子の〇〇さんに使用貸借するもので祖母の〇〇さんの農地1筆もあわせて使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月18日、日下委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号116号から117号は適当と認めます。</p> <p>議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第121号「現況証明願について」を議題とします。</p> <p>内容番号40号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号40号についてご説明致します。参考資料は45ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>

16 番	<p>内容番号40号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は山から流れ出る水のため、いつも湿気っていることから耕作に不適合で長年耕作されておらず雑草が生い茂り、農地・採草放牧地以外であることを11月5日、佃委員、千葉委員と私で確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。 内容番号41号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号41号についてご説明致します。参考資料は46ページをご覧願ひします。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんより願ひ致します。</p>
11 番	<p>内容番号41号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は〇〇に面した住宅街にあり〇〇さんの住宅を囲むような形で一面雑草に覆われ、相当前から畑としては利用されておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月8日、大西委員、重清委員と私で確認しておりますのでよろしく願ひ致します。</p>
議 長	<p>異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号41号は適当と認めます。 内容番号42号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号42号についてご説明致します。参考資料は47ページをご覧願ひします。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんより願ひ致します。</p>
11 番	<p>内容番号42号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は東側に〇〇、西側に〇〇、南側には〇〇がある住宅街にあり区画整理がされており、一面雑草が生えている状況で相当前から畑としては利用されておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月8日、大西委員、重清委員と私で確認しておりますのでよろしく願ひ致します。</p>
議 長	<p>異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号42号は適当と認めます。 議案第121号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p> <p>暫時休憩致します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮り致します。早急な審議を要する案件であることから美幌町農業委員会総会会議規則第12条第2項の規定によりお手元に配布しております議案1件を追加議案として日程に追加し、審議を致したいと思ひますがご異議ございせんか。</p>

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、追加議案として審議することに決定を致します。
追加日程第1、議案第122号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号43号。

総務担当主査

内容番号43号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

16番

内容番号43号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この土地は〇〇さんの住宅跡地を囲む庭があった場所で相当以前から農地・採草放牧地以外であることを11月22日、佃委員、小泉委員と私で確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号43号は適当と認めます。
議案第122号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

以上で全議案の審議を終了しました。
これをもちまして、第32回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時51分